

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12層1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号楼6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港会社の維持要件のマニュアル(12) – 香港会社の会計及び監査要件

1. 会計要件

香港『会社条例』第 380 条(4)により、会社の董事(取締役)は適用の会計基準に従って財務諸表を作成する必要があります。

適用の会計基準とは、香港公認会計士協会(HKICPA)によって発行又は指定された標準的な会計慣行の声明を指します。

香港公認会計士協会は、以下の会計基準を発行しています。

- (1) 香港財務報告基準(HKFRS)
- (2) 私的会社香港財務報告基準(HKFRS for Private Entities)
- (3) 中小企業財務報告基準(SME-FRF &FRS)

会社は、上記の会計基準のいずれかに従って財務諸表を作成する必要があります。財務諸表の作成は、会計記録に基づく必要があります。

会計記録について、詳細は『香港会社の維持要件のマニュアル(11) – 業務記録を適切に保存する』をご参照ください。

2. 監査要件

『会社条例』により、監査要件は以下の通りです。

- (1) 会社の董事は、第 380 条及び第 383 条に準拠した財務諸表を作成する必要があること(第 379 条)
- (2) 会社の董事は、第 390 条、第 543 条(2)及び添付表 5 に準拠し、『会社条例』の第 451 条及び第 452 条に従って作成された必要な情報を含む取締役報告書、及び『会社条例』に規定されたその他の書類を作成する必要があること(第 388 条)
- (3) 会計年度ごとに監査人を委任する必要があること(第 394 条)
- (4) 董事が作成した財務諸表は監査する必要があること(第 405 条)
- (5) 董事が年次株主総会で財務諸表を提出する必要があること(第 429 条)

『会社条例』第 447 条により、上記の監査要件は休眠会社に適用されません。会社は特別決議を通じて休眠状態になることを宣言し、会社登記所に休眠を申告した場合、休眠会社になります(第 5 条)。

私的会社又は保証有限責任会社は、その会計年度末から 9 ヶ月以内に年次監査を完了する必要があります。その他の形態の会社は、会計年度末から 6 ヶ月以内に年次監査を完了する必要があります。

会社の最初の報告であり、会計期間が 12 か月を超える場合、監査は会社設立 1 周年後の 9 か月以内に、又は非公開会社の会計期間終了後 3 か月の以内に(いずれの遅い時間)完了する必要があります。その他の形態の会社は、会社設立 1 周年後 6 か月以内に、又は会計年度末から 3 ヶ月以内に(いずれの遅い時間)監査を完了する必要があります。

参考資料:

「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

口座開設

監査及び保証業務

知的財産権

合併買収

人事給与

税務申告

移民ビザ

税務計画

会計記帳

商標の登録

賃貸サポート